

## 食品の表示制度に関する懇談会・意見ペーパー

上智大学法学部・江口公典

1. まず、「BSE問題に関する調査検討委員会報告」において「食品表示制度について一元的に検討し、そのあり方を見直す必要がある」との提言がなされたことが、懇談会開催の主な背景であるとされている。この提言の趣旨は、しかし、従来から各方面から指摘されてきた事柄であり、一元的検討のタイミングが遅きに失したことは否定できないのではないか。この関連では、第1回会合における資料5「食品衛生法、JAS法、景品表示法の関係」(=「本邦初公開の表」[第1回懇談会議事録23頁・小林品質課長])のような問題意識に基づく検討が、遅れを取り戻すためにも鋭意かつ早急に行われる必要があるようと思われる。

次に、食品表示制度の「あり方を見直す」という場合に、何を見直すのか。この点については、以下の三つの論点があるように思われる。第1に、諸制度の一元化の問題。第2に、個々の品目や表示のあり方に係る具体的な諸問題。第3に、違反に対するサンクションの問題。

(1) 諸制度の一元化の問題 現状をそのまま維持すべきという議論が誤りであると同様に、諸制度を全面的に統合すべきという考え方も妥当ではなかろう。この両極端の中間にどこかに妥当な解決があるものと考えられる。すなわち、一方で、既存の諸制度の一元的な検討をとおして、制度そのものを一元化することが妥当な部分( )を明らかにし、他方で、食品の表示に関する制度であっても、その性質上、各行政庁ごとに分立した制度として維持することが妥当な部分( )を特定することが要請されているというべきであろう。この場合、たとえば、食品衛生法、JAS法の間に前述に該当する点がみられ、他方で、景品表示法については、独占禁止法の付属法令として位置づけられることから、基本的には前述に該当することとなろう。

(2) 個々の品目や表示のあり方に係る具体的な諸問題 (省略)

(3) サンクションの問題 違反行為の性格を踏まえ、実効性あるサンクションの確保のために、罰則の見直し等についてさらに検討すべきである。たとえば、食品表示だけを対象とするものではないが、景表法上の(確定した)排除命令違反に対する罰則について、独禁法95条1項2号所定の罰則を、同法95条1項1号の場合に即して強化することも、検討に値しよう。

2. 食品表示制度については、とりわけ食品の安全性の確保を含む、食品の取引をめぐる公益の確保の観点から検討する必要がある。今日のように、食品の生産、加工、貯蔵等をめぐる技術進歩が著しく、また食品をめぐる国境を越えたグローバルな取引が大量に行われている現状では、対応すべき問題点もきわめて多岐にわたり、専門知識なしには対応できない場合も少なくない。このことから、おそらく相互に矛盾するかにみえる二つの方向性が引き出されるのではないか。

第1に、食品表示をめぐる公益の確保のためには、複数の異なる観点からの制度・規制

が並立し協働することが必要となる。第2に、しかし、だからこそ、食品の安全性ないし国民の健康保持という大局的立場から、多様で複雑な諸制度・諸規制を総合する視点が求められていることも否定できない。前述した問題点、とりわけ制度の一元化の問題（前述1(1)参照）を検討するに際しては、この点を踏まえて、慎重かつ大胆に対応すべきものと考えられる。この場合、環境省と他の関連省庁との間の関係のあり方がひとつの参考事例となるのではないか。